

政令第百八十九号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十三条及び第三十条の二第一項第七号、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項、同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）第三十二条並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第十九号中「第二章」を「次章」に改め、同条中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号と

し、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、第三十二号を削り、第三十三号を第三十一号とし、第三十四号を第三十二号とし、第三十五号を第三十三号とする。

第九条第一号中「地域住民」の下に「（以下「地域社会」という。）」を加え、同条中第十九号を第二十一号とし、第十六号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十五号中「第四十五条第四号」を「第四十七条第七号」に改め、同号を同条第十七号とし、同条中第十四号を第十六号とし、第四号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三号中「大臣官房及び」を削り、同号を同条第五号とし、同条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 防衛省の所掌事務に係る環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三 防衛省の所掌事務に係る環境の保全に関する事務の総括に関すること。

第九条に次の一号を加える。

二十二 防衛施設中央審議会の庶務に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

第十条の三第一項中「六人」を「七人」に改める。

第十条の四第一項中「三人」を「五人」に改め、同条第二項中「軍隊」の下に「（以下「在日米軍」と

いう。」を加える。

第十三条中第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とし、第十五号を第十二号とする。

第四十条を次のように改める。

(地方協力局に置く課)

第四十条 地方協力局に、次の八課を置く。

総務課

地域社会協力総括課

東日本協力課

西日本協力課

沖縄協力課

環境政策課

在日米軍協力課

労務管理課

第四十一条（見出しを含む。）中「地方協力企画課」を「総務課」に改め、同条中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 防衛施設中央審議会の庶務に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

第四十一条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。

第四十二条から第四十五条までを次のように改める。

（地域社会協力総括課の所掌事務）

第四十二条 地域社会協力総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地域社会の理解及び協力の確保に関すること（東日本協力課、西日本協力課及び沖縄協力課の所掌に属するものを除く。）。

三 防衛施設周辺環境整備法第三条から第五条まで、第八条及び第九条第二項の規定による措置に関すること。

四 防衛施設周辺環境整備法第六条第一項の規定による指定に関すること。

五 前二号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置に関すること（総務課及び環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

六 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置、自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の

補償並びに自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における利得の求償及び原状回復のうち、道路に係るものに関する事。

(東日本協力課の所掌事務)

第四十三条 東日本協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について東日本の地域の地域社会の理解及び協力を確保するための施策の企画及び立案に関する事。

二 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための東日本の地域の地域社会との連絡調整に関する事。

三 地方協力局の所掌事務に係る地域社会との連絡調整に関する事務で東日本の地域に係るものの総括に関する事。

2 前項に規定する東日本の地域は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城

県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県
の区域とする。

3 防衛大臣は、第一項に規定する東日本の地域に関し、特に必要があると認めるときは、防衛省令で前項の地域の特例を定めることができる。

(西日本協力課の所掌事務)

第四十四条 西日本協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について西日本の地域の地域社会の理解及び協力を確保するための施策の企画及び立案に関すること。

二 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための西日本の地域の地域社会との連絡調整に関すること。

三 地方協力局の所掌事務に係る地域社会との連絡調整に関する事務で西日本の地域に係るものの総括

に関すること。

2 前項に規定する西日本の地域は、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

3 防衛大臣は、第一項に規定する西日本の地域に関し、特に必要があると認めるときは、防衛省令で前項の地域の特例を定めることができる。

(沖縄協力課の所掌事務)

第四十五条 沖縄協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について沖縄県の区域の地域社会の理解及び協力を確保するための施策の企画及び立案に関すること。

二 法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための沖縄県の区域の地域社会との連絡調

整に関すること。

三 地方協力局の所掌事務に係る地域社会との連絡調整に関する事務で沖縄県の区域に係るものの総括に関すること。

第四十六条（見出しを含む。）中「施設管理課」を「環境政策課」に改め、同条中第五号を第七号とし、同条第四号中「措置」の下に「（防衛施設周辺環境整備法第六条第一項の規定による指定に関することを除く。）」を加え、「（防音対策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第六号とし、同条第三号中「周辺環境整備課」を「地域社会協力総括課」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「大臣官房、整備計画局、周辺環境整備課、補償課及び提供施設課」を「整備計画局、総務課、地域社会協力総括課及び在日米軍協力課」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「周辺環境整備課及び補償課」を「地域社会協力総括課及び在日米軍協力課」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 防衛省の所掌事務に係る環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 防衛省の所掌事務に係る環境の保全に関する事務の総括に関すること。

第四十七条を次のように改める。

(在日米軍協力課の所掌事務)

第四十七条 在日米軍協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 在日米軍に関する事項で地方協力局の所掌に係るものについての企画及び立案に関すること。
- 二 地方協力局の所掌事務に係る在日米軍との連絡調整に関すること。
- 三 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項の規定による対象防衛関係施設及び対象防衛関係施設の敷地又は区域の指定並びに同条第二項の規定による対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の指定のうち合衆国軍協定第二条第一項の施設及び区域に係るものに関すること。
- 四 自衛隊法第百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。
- 五 漁船操業制限法第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

六 防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項及び特別損失補償法第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。

七 米軍等行動関連措置法第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。

八 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関すること。

九 合衆国軍協定第十八条第五項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求に関するものあつせんその他必要な援助に関すること。

十 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の規定による給付金に関すること。

十一 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。

十二 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償に関すること（地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。）。

十三 駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。）を使用した場合における損失の補償に関すること。

十四 駐留軍の使用に供する施設及び区域の建設工事に関すること（整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

十五 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に関すること。

十六 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。

十七 駐留軍等による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

第四十九条及び第五十条を次のように改める。

第四十九条及び第五十条 削除

附則第三項中「附則第九項」を「附則第十三項」に改める。

附則第九項を次のように改める。

(地方協力局総務課の所掌事務の特例)

9 地方協力局総務課は、第四十一条各号に掲げる事務のほか、令和九年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。

二 再編関連振興特別地域(駐留軍再編特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の指定に関すること。

三 再編関連振興特別地域整備計画(駐留軍再編特別措置法第八条に規定するものをいう。)の作成に関すること。

四 再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

附則第十項の見出し中「周辺環境整備課」を「地域社会協力総括課」に改め、同項中「周辺環境整備課」を「地域社会協力総括課」に、「第四十三条各号」を「第四十二条各号」に改める。

附則中第十四項を第十五項とし、第十三項を削り、第十二項を第十四項とする。

附則第十一項（見出しを含む。）中「施設管理課」を「環境政策課」に改め、同項の表令和四年三月三十一日までの間の項中「周辺環境整備課」を「地域社会協力総括課」に改め、同項を附則第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

（地方協力局在日米軍協力課の所掌事務の特例）

13 地方協力局在日米軍協力課は、第四十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関する事務をつかさどる。

附則第十項の次に次の一項を加える。

（地方協力局沖縄協力課の所掌事務の特例）

11 地方協力局沖縄協力課は、第四十五条各号に掲げる事務のほか、令和四年三月三十一日までの間、駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条の規定による返還実施計画の策定及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関する事務をつかさどる。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条の十三中「、警戒群一、二又は三」を削る。

第五十一条の六中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第三十六号までを二号ずつ繰り上げる。

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

7 前項に規定する者に対する夜間看護等手当の支給については、別表第五夜間看護等手当の項中「自衛隊の病院に勤務する」とあるのは「自衛隊法第八十三条の規定により派遣された」と、「准看護師」とあるのは「准看護師及びこれらに準ずる者として防衛大臣が定める者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

「衛生官

別表第三本省内部部局の項中 沖縄調整官 を「衛生官」に改める。

(防衛施設中央審議会令の一部改正)

第四条 防衛施設中央審議会令(平成十一年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「大臣官房文書課に」を「地方協力局総務課に」に改め、同条ただし書中「大臣官房文書課及び防衛省地方協力局補償課」を「地方協力局総務課及び在日米軍協力課」に改める。

(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令の一部改正)

第五条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令(平成十九年政令第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第九条中「地方協力企画課」を「総務課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律施行令附則に一項を加える改正規定は、公布の日から施行し、同条の規定による改正後の防衛省の職員の給与

与等に関する法律施行令附則第七項の規定は、令和二年十二月八日から適用する。

(国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部改正)

2 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第三十条の十一」を「第三十条の十三」に改め、「警戒群若しくは」を削る。

理由

防衛省の所掌事務の的確な遂行を図るため、地方協力局に置く課を再編し、新たに置く地域社会協力総括課等の所掌事務を定めるほか、大臣官房に置かれる審議官を一人追加する等の必要があるからである。